



## FIS スキーヤーおよびスノーボーダーの行動規範10カ条



### 規則 1: 他者の尊重

スキーヤーやスノーボーダーは、他者を危険にさらしたり危害を与えたりしないように、他者を尊重して行動しなければいけません。



### 規則 2: スキーやスノーボードのスピードのコントロール

スキーヤーやスノーボーダーは、状況を把握しながら滑らなければいけません。個人の技術、地形、雪質、天候状況や滑走路の混み具合に応じて、スキーやスノーボードのスピードと滑り方を合わせなければいけません。



### 規則 3: 滑走路の選択

後方から滑ってくるスキーヤーやスノーボーダーは、前方のスキーヤーやスノーボーダーを危険にさらさない滑走路を選択しなければいけません。



### 規則 4: 追い越し

スキーヤーやスノーボーダーは、追い越されるスキーヤーおよびスノーボーダーが意図的/無意識な動きができる十分なスペースを空け、他のスキーヤーやスノーボーダーを前後左右から追い越すことができます。



### 規則 5: 滑走路への合流と上り、滑走再開

スキーヤーやスノーボーダーは、滑走路に合流する際、一度止まった後で滑り始める際、滑走路を上る際には、自分や他人を危険にさらさないか滑走路の上下をよく見渡さなければいけません。



### 規則 6: ピステでの停止

絶対必要な場合を除いて、スキーヤーやスノーボーダーは、ピステの狭い場所や視界が限られた場所での停止は避けなければいけません。そのような場所で転倒した場合、スキーヤーやスノーボーダーはできるだけ早く動き、ピステの場所を空ければいけません。



### 規則 7: 徒歩での上り下り

スキーヤーやスノーボーダーが徒歩で上り下りする場合、ピステの端を歩かなければいけません。



### 規則 8: 標識およびマーキングの尊重

スキーヤーやスノーボーダーはすべての標識やマーキングを尊重しなければいけません。



### 規則 9: ヘルプ

事故が起きた場合、すべてのスキーヤーやスノーボーダーは助ける義務があります。



### 規則 10: 身元の確認

事故が起きた場合、事故の責任の有無に関わらず、すべてのスキーヤーやスノーボーダー、目撃者は名前と連絡先を交換しなければいけません。

